

入札説明書

防災行政無線ネットワーク IP ネットワーク再構築業務委託に係る一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 公告日 令和6年 8月 20日

2 担当部局 島根県防災部消防総務課 防災通信係
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
電話 0852-22-5889 (直通)

3 業務内容

- (1) 委託業務名 防災行政無線ネットワーク IP ネットワーク再構築業務委託
- (2) 委託場所 県内一円
- (3) 業務内容 別添「防災行政無線ネットワーク IP ネットワーク再構築業務委託仕様書」による
- (4) 委託期間 契約の日から令和8年3月31日まで

4 競争入札に参加する者に必要な資格

公告に定める要件を満たす者であること。

5 入札手続等

書面（以下「紙入札」という。）により行う。

なお、紙入札を行う場合における書類の郵送等に当たっては、郵便書留等の配達記録が残るものを利用すること。

6 入札参加資格の確認

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札参加資格確認申請書及び(2)に示す資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

期限までに申請書等を提出しないもの並びに入札参加資格がないと認められた者は本入札に参加することができない。

ア 受付期間

公告日から令和6年9月13日（金）午後5時までの間（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）。ただし、郵送等の場合は必着とする。

イ 提出方法

2の担当部局へ持参又は郵送等により提出すること。

(2) 入札参加資格確認申請に必要な書類

ア 入札公告「3 入札に参加する者に必要な資格」を参照すること。

イ 入札参加資格申請の様式の入手方法

申請書等の様式は、島根県ホームページから入手すること。

(https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_syobosomu/202409_IPNetwork_Reconstruction.html)

(3) 提出された申請書等に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、提出された申請書等に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに、遅滞なく申請書等の補正を行わなければならない。

(4) 入札参加資格の確認は、提出された申請書等をもって行うものとし、その結果は令和6年9月20日（金）までに書面により通知する。

(5) 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、島根県知事に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

イ アの説明を求める場合には、(4)の通知の日の翌日から7日以内(休日を含まない。)に書面を2の担当部局へ持参又は郵送等（必着）により提出しなければならない。

ウ 説明を求めた者に対しては、書面を受け取った日の翌日から7日以内(休日を含まない。)に書面で回答する。

(6) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、返却しない。

ウ 提出された申請書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

エ 資料に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

オ 申請書等に関する問い合わせ先は2の担当部局とする。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和6年9月30日（月）午前10時

(2) 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁舎 6階 605会議室

(3) 入札執行者は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、100分の10に相当する額をそれぞれ加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に

相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札者は、提出された入札書の書き換え、引き替え又は撤回をすることができない。

(6) 代理人が入札書を提出する場合は、委任状を提出すること。なお、入札者以外の立会
は認めない。

8 郵便による入札書の提出

(1) 提出期間及び提出方法

令和6年9月26日(木)正午までに2の担当部局に郵送すること。

(2) 入札書に関する注意事項

ア 添付資料の入札書に金額を記入し、氏名及び住所(法人の場合は名称及び所在地。

以下「氏名及び住所等」という。)に記載し押印してください。また、再度入札を希
望する場合は、入札書にそれぞれ1回目から3回目までを記載してください。

イ 入札書を内封筒(入札書を入れる封筒をいう。この封筒を以下「内封筒」という。
に入れてください。

ウ 内封筒は封をして、表面に、「島根県知事 殿 入札書」と記載し、業務名、入札参
加者の氏名及び住所等を記載してください。また、再度入札を希望する場合は、封筒
にそれぞれ1回目から3回目までを記載してください。

エ 内封筒を外封筒(内封筒を入れる封筒をいう。以下「外封筒」という。)に入れて
ください。外封筒は、表面に入札書提出先住所と入札参加する業務名及び「入札書 在
中」を記載してください。

また、裏面に、差し出し人(入札参加者)の氏名及び住所及び担当者の所属、氏名を記
載してください。(社名の入った既存の封筒を利用しても問題ありません。)

9 落札者の決定方法

(1) 島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で、最低価格を
もって有効な入札を行った入札者を落札者として決定する。

(2) 同じ最低価格をもって入札した者が2者以上ある場合は、直ちに当該入札者又は当
該入札者が開札に立ち会っていないときには7(3)の入札事務に関係のない職員にく
じを引かせ、順位を決定するものとする。

(3) 落札者の決定通知は、開札場所で直接又は電話等により行う。

10 再度入札

(1) 開札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行う。再度入札の回数は2回ま
でとする。

郵便入札による再度入札を希望する場合は、入札書及び封筒にそれぞれ1回目から
3回目までを記載して提出すること。

郵便入札の入札者は当該入札事務に関係のない職員を充てる。

- (2) 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとする。ただし、その場合でも予定価格は変更しない。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第 6 3 条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とする。

また、書面により入札書を提出した入札者については、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札を無効とする。

- (1) 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。
- (2) 入札書が鉛筆により記載されているとき。
- (3) 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

12 入札の取りやめ又は延期

島根県会計規則第 61 条の 3 第 1 項に定める事由が生じたときは、入札を取り止め又は延期する。

13 入札の辞退

競争参加資格者が入札への参加を辞退する場合は、入札辞退届を入札書等提出期限までに郵送、持参により 2 の担当部局へ提出すること。

ただし、入札書等が提出済み（郵送にあつては、到達済み）の場合は、入札を辞退することができない。

14 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から 5 年間は同様とする。

15 入札保証金

- (1) 島根県会計規則第 61 条第 1 項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第 61 条第 2 項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができる。
- (3) 入札保証金は、島根県会計規則第 61 条第 3 項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に返還するものとし、落札者が契約を締結しない時には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 4 項の規定により、県に帰属するもの

とする。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができる。

- (4) 入札保証金は、島根県会計規則第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除を受けることができる。なお、島根県の入札参加資格者名簿に登載されている者については、免除とする。

島根県の入札参加資格者名簿に登載されていない者において入札保証金の免除を希望する者は、次のいずれかの書類を入札日の前日までに提出すること。

ア 保険会社と入札保証保険契約を締結した保険証券

イ 過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、これらの案件の契約書の写し

16 契約保証金

- (1) 島根県会計規則第 69 条第 1 項の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付は、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができる。
- (3) 契約保証金は、島根県会計規則第 69 条第 3 項の規定により、契約履行の完了後に還付する。
- (4) 契約保証金は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 2 項の規定により、契約の相手方の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、又は無効となったときは、契約保証金は県に帰属するものとする。
- (5) 契約保証金は、島根県会計規則第 69 条の 2 第 1 号、第 3 号及び第 7 号のいずれかに該当する場合は免除を受けることができる。

17 最低制限価格について

最低制限価格は設けない。

18 支払条件

委託契約書（案）による。

19 契約

- (1) 契約書作成の要否
要する。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

(3) 契約条項

委託契約書（案）のとおり。

20 質疑

(1) 入札説明書及び仕様書に関し質疑がある場合は、入札等質疑書により提出すること。

(2) 提出期限、提出場所及び提出方法は、次のとおり。

ア 提出期限 令和6年9月19日（木）午後4時 まで

イ 提出場所 2の担当部局

ウ 提出方法 電子メール、郵送等によって提出すること。

（ただし、電子メールの場合は回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性があることを承知のこと。）

(3) 提出のあった質疑については、令和6年9月24日（火）までに回答する。（この案件の入札公告及び入札説明書等を掲載した島根県ホームページ内に、追加して掲載する）。

21 入札説明書添付書類

(1) 入札関係様式

(2) 委託契約書(案)

22 その他

(1) 入札参加資格審査申請書の作成に要する経費その他の入札手続に要する経費については、各入札参加者の負担とする。

(2) この入札に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

島根県 防災部 消防総務課 防災通信係

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話 0852-22-5889（直通） ファクシミリ 0852-22-5930

電子メール bousai-sys@pref.shimane.lg.jp